

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和8年1月22日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階  
札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課  
電話：011-211-2379 メールアドレス：[it.contents@city.sapporo.jp](mailto:it.contents@city.sapporo.jp)

2 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

**札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務**

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(4) 入札方法

総価及び単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「一般サービス業」「情報サービス、研究・調査企画サービス、その他サービス」又は「卸小売業」「一般機械器具卸小売業、電気機械器具卸小売業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記6(3)アの入札書の受領期限の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目） 電話011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

(4) 本市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合する管理体制を有していること。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

#### 4 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、価格以外の要素に係る評価（企画評価）において一定の基準に達しない者を失格とし、落札者とししないものとする。

##### (2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格（以下「入札書記載金額」という。）並びに企画提案書及びプレゼンテーションに基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」及び「企画評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価 20点

(イ) 企画評価 80点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋企画評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。ただし、価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入する。

##### (ア) 定義

- ・ P：入札金額（総額、税抜）
- ・ U：入札金額のうち単価契約対象経費の合計額（税抜）
- ・ R：単価契約比率（ $R = U / P$ ）
- ・ V：評価対象金額（仮想価格）
- ・ T：価格評価点

##### (イ) 評価対象金額（V）計算式

$$V = P \times (1 - 0.5 \times R)$$

##### (ウ) 価格評価点（T）計算式

$$T = 20 \times \text{全有効入札者中最小評価対象金額} / \text{評価対象金額（V）}$$

オ 価格以外の要素の評価（企画評価）の概要は次のとおりとし、その詳細は入札説明書による。

##### (ア) 業務目的の理解

##### (イ) 取組方針・内容

##### (ウ) スケジュール

##### (エ) 実施体制

##### (オ) その他の提案

##### (3) 落札決定予定日

令和8年3月13日（金）

#### 5 入札説明書の交付方法等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

##### (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、経済観光局のホームページからダウンロードできる。

#### 6 入札に要求される事項

##### (1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書並びに次のア及びイに掲げる書類を提出期限までに送付又は持参により提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

イ 上記4(2)アの企画提案書

(2) 入札参加資格審査書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年2月13日（金） 17時15分（送付の場合は必着とする。）

※審査書類の審査の結果、上記3に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和8年2月18日（水）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない。）

イ 提出場所

上記1に同じ。（持参の場合は、札幌市役所本庁舎 15階イノベーション推進課事務室窓口で提出すること。）

(3) 入札書及び企画提案書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年3月9日（月） 17時15分（送付の場合は必着とする。）

イ 提出場所

上記1に同じ。（持参の場合は、札幌市役所本庁舎 15階イノベーション推進課事務室窓口で提出すること。）

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年3月10日（火） 9時00分

札幌市役所本庁舎 15階経済観光局会議室（住所は上記1に同じ。）

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 契約保証金

要する。

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条第1号に該当するときは、契約保証金等の納付を免除する。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(2)アの入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

- エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (6) 契約書作成の要否  
要する。
  - (7) その他  
詳細は入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Emergency support services for Small and Medium-sized Enterprises (SMEs) DX acceleration and wage increase promotion in Sapporo City
- (2) Deadline for tender : 17:15 on Friday, February 13 (Fri) , 2026
- (3) Contact point : Innovation Promotion Section, Economic Strategy Promotion Department, Economic & Tourism Bureau, Sapporo Municipal Government 15th Floor, Sapporo City Hall, Kita 1-jo, Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8611, Japan TEL: +81-11-211-2379

